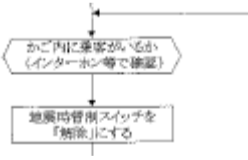


ページ	訂正箇所	誤	正																				
<b>第 2 編 共通工事</b>																							
87	第 3 章 保温、塗装及び防錆工事 3.1.4 空気調和設備工事の保温	表 2.3.2 空気調和設備工事の保温の種別 注 1. 機器（タンク及びヘッダー）で屋外に設置する場合は、 $F_1$ 及び $G_1$ を $F_3$ 及び $G_3$ とする。	表 2.3.2 空気調和設備工事の保温の種別 注 1. 機器（タンク及びヘッダー）で屋外に設置する場合は、 $f_1$ 及び $g_1$ を $F_2$ 及び $G_2$ とする。																				
92～93	第 3 章 保温、塗装及び防錆工事 3.1.5 給排水衛生設備工事の保温	表 2.3.5 給排水衛生設備工事の保温の種別 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td rowspan="3">機器</td> <td>鋼板製のタンク</td> <td>—</td> <td><math>f_1 \cdot (イ) \cdot VIII</math> <math>f_1 \cdot (ロ) \cdot VIII</math> <math>f_1 \cdot (ハ) \cdot VIII</math></td> </tr> <tr> <td>貯湯タンク</td> <td>—</td> <td><math>g_1 \cdot (イ) \cdot IX</math> <math>g_1 \cdot (ロ) \cdot VIII</math></td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>隠ぺい箇所</td> <td><math>h \cdot (イ) \cdot X</math></td> </tr> </table> 注 1. 機器（タンク）で屋外に設置する場合は、 $f_1$ 及び $g_1$ を $f_3$ 及び $g_3$ とする。	機器	鋼板製のタンク	—	$f_1 \cdot (イ) \cdot VIII$ $f_1 \cdot (ロ) \cdot VIII$ $f_1 \cdot (ハ) \cdot VIII$	貯湯タンク	—	$g_1 \cdot (イ) \cdot IX$ $g_1 \cdot (ロ) \cdot VIII$	排気筒	隠ぺい箇所	$h \cdot (イ) \cdot X$	表 2.3.5 給排水衛生設備工事の保温の種別 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td rowspan="3">機器</td> <td>鋼板製のタンク</td> <td>—</td> <td><math>f_1 \cdot (イ) \cdot VIII</math> <math>f_1 \cdot (ロ) \cdot VIII</math> <math>f_1 \cdot (ハ) \cdot VIII</math></td> </tr> <tr> <td>貯湯タンク</td> <td>—</td> <td><math>g_1 \cdot (イ) \cdot IX</math> <math>g_1 \cdot (ロ) \cdot IX</math></td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>隠ぺい箇所</td> <td><math>h \cdot (イ) \cdot IX</math></td> </tr> </table> 注 1. 機器（タンク）で屋外に設置する場合は、 $f_1$ 及び $g_1$ を $f_2$ 及び $g_2$ とする。	機器	鋼板製のタンク	—	$f_1 \cdot (イ) \cdot VIII$ $f_1 \cdot (ロ) \cdot VIII$ $f_1 \cdot (ハ) \cdot VIII$	貯湯タンク	—	$g_1 \cdot (イ) \cdot IX$ $g_1 \cdot (ロ) \cdot IX$	排気筒	隠ぺい箇所	$h \cdot (イ) \cdot IX$
機器	鋼板製のタンク	—		$f_1 \cdot (イ) \cdot VIII$ $f_1 \cdot (ロ) \cdot VIII$ $f_1 \cdot (ハ) \cdot VIII$																			
	貯湯タンク	—		$g_1 \cdot (イ) \cdot IX$ $g_1 \cdot (ロ) \cdot VIII$																			
	排気筒	隠ぺい箇所	$h \cdot (イ) \cdot X$																				
機器	鋼板製のタンク	—	$f_1 \cdot (イ) \cdot VIII$ $f_1 \cdot (ロ) \cdot VIII$ $f_1 \cdot (ハ) \cdot VIII$																				
	貯湯タンク	—	$g_1 \cdot (イ) \cdot IX$ $g_1 \cdot (ロ) \cdot IX$																				
	排気筒	隠ぺい箇所	$h \cdot (イ) \cdot IX$																				
<b>第 3 編 空気調和設備工事</b>																							
165	第 1 章 機材 第 11 節 送風機 1.11.1 遠心送風機	(h) 電動機は、第 2 編 1.2.1.1「誘導電動機の規格及び保護方式」及び第 2 編 1.2.1.2「誘導電動機の始動方式」による。ただし、電動機直動形の場合は製造者の標準仕様とする。 なお、JIS G 4212（高効率低圧三相かご形誘導電動機）の適用は、特記による。	(h) 電動機は、第 2 編 1.2.1.1「誘導電動機の規格及び保護方式」及び第 2 編 1.2.1.2「誘導電動機の始動方式」による。ただし、電動機直動形の場合は製造者の標準仕様とする。 なお、JIS C 4212（高効率低圧三相かご形誘導電動機）の適用は、特記による。																				
181	第 2 章 機材 第 15 節 制気口及びダンパー 1.15.3.1 シーリングディフューザー及びユニバーサル形	(2) ユニバーサル形吹出口は、シャッターによる風量調節、可動羽根による気流方向の調節ができる構造とし、シャッターは対向形で、軸方向は短辺と垂直とする。	(2) ユニバーサル形吹出口は、シャッターによる風量調節、可動羽根による気流方向の調節ができる構造とし、シャッターは対向形で、軸方向は短辺とする。																				
<b>第 5 編 給排水衛生設備工事</b>																							
237	第 1 章 機材 第 2 節 ポンプ 1.2.2 揚水用ポンプ（立形）	(f) 軸封は、メカニカルシールによるものとし、メカニカルシールの摺動部は、超硬合金又はセラミックとカーボンの組合せとする。また、潤滑油が搬送流体に混合しない構造とする。	(f) 軸封は、メカニカルシールによるものとし、メカニカルシールの摺動部は、超硬合金又はセラミックとカーボンの組合せとする。また、潤滑油が搬送流体に混入しない構造とする。																				
<b>第 9 編 昇降機設備工事</b>																							
324	第 2 章 一般エレベーター 第 2 節 機材及び施工 2.2.1.5 マシンベッド	2.2.1.5 そらせ車及びマシンヘッド (2) マシンヘッドは、鋼材又は形鋼とする。	2.2.1.5 そらせ車及びマシンベッド (2) マシンベッドは、鋼材又は形鋼とする。																				
333	第 2 章 一般エレベーター 第 2 節 機材及び施工 2.2.6.3 地震感知器	(2) 地震感知器の設置位置は、次による。 (イ) P 波感知器は、昇降路低部に取付けるものとする。 (ロ) S 波感知器は、機械室ありの場合は機械室に、機械室なしの場合は昇降路低部に取付けるものとする。	(2) 地震感知器の設置位置は、次による。 (イ) P 波感知器は、昇降路低部に取付けるものとする。 (ロ) S 波感知器は、機械室ありの場合は機械室に、機械室なしの場合は昇降路低部に取付けるものとする。																				
353	第 4 章 非常用エレベーター 第 2 節 非常用エレベーター付加仕様 4.2.1 付加仕様	(e) 地震時の運転動作は、次のフローによる。 	(e) 地震時の運転動作は、次のフローによる。 